

国内出願		外国出願		輸入差止	
手続きの流れ	お客様の声	ご利用料金	事務所概要	お申込み	お問い合わせ

[商標登録TOP](#) > [料金案内](#) > [料金表](#)


お問い合わせコール

年間700件の商標登録のご相談に対応しています

0120-609-106
06-6809-3456
 まずは無料相談から

商標登録のお申し込み
 出願・調査・更新

お申込みを受けてお見積りを作成します。

商標登録ホットラインは、商標登録に関する料金を明示しています。
原則として前払いによるご入金をお願いしています。

▼ 商標出願時の費用	▼ 商標登録時の費用	▼ 中間処理時の費用
▼ 更新登録の費用	▼ 審判・異議申立の費用	▼ 商標調査の費用
▼ キャンセル費用	▼ 変更手続の費用	▼ その他の費用・留意事項

2007年01月17日 制定

2021年07月06日 改訂



商標出願時の費用

通常出願（調査あり）

出願時に必要な費用は合計**64,800円**（税込）です。※1、※2

ご相談は無料、商標調査も無料です。※3

登録できなければ、出願手数料だけでなく印紙代も全額返金します。※4

	1区分	2区分	3区分	4区分
出願前調査	無 料	無 料	無 料	無 料
出願手数料	48,000円	78,000円	108,000円	138,000円
消費税	4,800円	7,800円	10,800円	13,800円
印紙代	12,000円	20,600円	29,200円	37,800円
合計	64,800円	106,400円	148,000円	189,600円

※1 1区分内で商品又は役務を指定して出願する場合の費用額です。

※2 2以上の小売等役務を指定することにより、[小売等役務の追加料金](#)が別途必要になる場合があります。※3 無料調査の詳細は[キャンセル規定](#)をご覧ください。※4 返金条件の詳細は[返金規定](#)をご覧ください。

※5 調査を省略せず、出願を急ぐという場合、調査の特急料金が必要です。

※6 出願人の住所が日本国外である場合（在外者の場合）には追加料金15,000円が別途必要です。

※7 分割時の出願費用は、原出願の補正費用を含めて20,000円です。

※8 団体商標の場合、追加料金10,000円が別途必要です。

※9 地域団体商標、立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標の場合、追加料金50,000円が別途必要です。

※10 出願時に商品説明を行う場合には、商品説明費用（意見書の作成費用と同額）が別途必要です。

メニュー

- > ホーム
- > 特色
- > 手続きの流れ
- > 事務所概要
- > お客様の声
- > 料金案内
- > お申込み
- > お問い合わせ
- > 採用情報

外国出願

- > 外国出願サービス

輸入差止

TOP

- > 輸入差止サービス

ウェブサイト情報

ダイレクト出願（調査なし）

出願時に必要な費用は合計**31,800円**（税込）です。※1、※2

商標調査は行わずに出願を行うため、返金保証及びキャンセル規定は、いずれも適用されません。

拒絶理由通知を受けてコメントを作成する場合、コメント作成料が必要です。

その他の手続及び料金は、通常出願の場合と同様です。※3

団体商標、地域団体商標、立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標の出願、その他特殊事情のある出願には適用できません。

	1区分	2区分	3区分	4区分
出願手数料	18,000円	33,000円	48,000円	63,000円
消費税	1,800円	3,300円	4,800円	6,300円
印紙代	12,000円	20,600円	29,200円	37,800円
合計	31,800円	56,900円	82,000円	107,100円

※1 1区分内で商品又は役務を指定して出願する場合の費用額です。

※2 2以上の小売等役務を指定することにより、[小売等役務の追加料金](#)が別途必要になる場合があります。

※3 通常出願（調査あり）の※6,7,10は、ダイレクト出願（調査なし）にも適用します。

＞ 利用規約

＞ プライバシー

＞ 返金規定

＞ キャンセル規定

＞ サイトマップ

商標登録時の費用

登録時に必要な費用は合計**27,400円**（税込）です。※1、※2、※3

5年分納付又は10年分納付のいずれかを選択することができます。

成功報酬は必要ありません。

5年分納付

	1区分	2区分	3区分	4区分
納付手数料	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
消費税	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
印紙代	16,400円	32,800円	49,200円	65,600円
合計	27,400円	43,800円	60,200円	76,600円

10年分納付

	1区分	2区分	3区分	4区分
納付手数料	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
消費税	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
印紙代	28,200円	56,400円	84,600円	112,800円
合計	39,200円	67,400円	95,600円	123,800円

※1 1区分内で商品又は役務を指定し、5年分の登録料を納付する場合の費用額です。

※2 5年納付を行い6年目以降も商標登録を継続する場合には、登録後5年以内に商標登録時と同額の費用が必要です。

※3 前期5年分の納付日が、現行料金の適用開始日（平成28年4月1日）よりも前であれば、後期5年分の印紙代には、旧料金（37,600円×区分数）が適用されます。

※4 区分数を減らして後期5年分の納付を行う場合、商品又は役務の一部を放棄するための手数料が別途必要です。

中間処理時の費用

補正書の作成

TOP

補正書の提出は、特許庁から拒絶理由通知を受けた場合に必要となる手続です。

補正書作成料は、区分数にかかわらず**22,000円**（税込）です。※1

意見書及び補正書を同時に作成する場合、補正書作成料は不要です。

登録できなければ、補正書作成料を**返金**します。※2

	1区分	2区分	3区分	4区分
補正書作成料	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
消費税	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
合計	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円

※1 願書に記載した名称・住所を補正する場合や、委任状、譲渡証などを再提出する場合、補正書作成料は10,000円です。

※2 返金条件の詳細は[返金規定](#)をご覧ください。

意見書の作成

意見書の提出は、特許庁から拒絶理由通知を受けた場合に必要となる手続です。

意見書作成料は、指定している区分数に応じて算出します。※1、※2

意見書作成料には、補正書作成料も含まれています。

登録できなければ、意見書作成料を**返金**します。※3

	1区分	2区分	3区分	4区分
意見書作成料	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
消費税	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
合計	55,000円	66,000円	77,000円	88,000円

※1 2区分以上を指定している場合、拒絶理由通知の受領時における区分数に基づいて費用額を算出します。ただし、反論することを目的として同日に分割出願を行う場合、分割により減少する区分数を差し引きます。また、7区分以上の場合には6区分として費用額を算出します。

※2 商標の著名性（商標法第3条第2項）を主張する場合、意見書作成料と同額の追加費用が必要です。

※3 返金条件の詳細は[返金規定](#)をご覧ください。

コメント作成料

拒絶理由通知を受けてコメントを作成する場合、コメント作成料が必要です。※1、※2

コメント作成料は、区分数にかかわらず**22,000円**（税込）です。

コメント作成料は、その後の意見書又は補正書の作成料に充当します。

	1区分	2区分	3区分	4区分
コメント作成料	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
消費税	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
合計	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円

※1 通常出願（調査あり）の場合、コメント作成料は不要です。

※2 弊所が代理していない出願の場合、コメント作成料に加えて中途受任料が必要です。

中途受任料

弊所が代理していない出願を取り扱う場合、中途受任料が必要です。※1

中途受任料は、区分数にかかわらず**33,000円**（税込）です。※2

	1区分	2区分	3区分	4区分
中途受任料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
消費税	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
合計	33,000円	33,000円	33,000円	33,000円

※1 コメント、意見書又は補正書の作成を目的とする場合が対象です。

※2 中途受任料は、その後の意見書又は補正書の作成料に充当されません。

TOP

更新登録時の費用

商標権の存続期間を更に延長するための手続です。

更新登録申請料は**55,600円**です。※1、※2

5年分納付又は10年分納付のいずれかを選択することができます。

5年分納付

	1区分	2区分	3区分	4区分
更新登録手数料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
印紙代	22,600円	45,200円	67,800円	90,400円
合計	55,600円	89,200円	122,800円	156,400円

※1 1区分内で商品又は役務を指定し、5年分の登録料を納付する場合の費用額です。

※2 5年納付を行い6年目以降も商標登録を継続する場合、手数料については区分数に関わらず10,000円、印紙代については更新登録時と同額の費用（5年分納付）が必要です。

10年分納付

	1区分	2区分	3区分	4区分
更新登録手数料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
印紙代	38,800円	77,600円	116,400円	155,200円
合計	71,800円	121,600円	171,400円	221,200円

審判・異議申立の費用

拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判の請求費用は**88,000円**（税込）です。※1、※2、※3

成功報酬は必要ありません。

拒絶査定不服審判は、審査官による拒絶査定に対し、3名の審判官による再審査を求める手続です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
審判請求手数料※3	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
印紙代	55,000円	95,000円	135,000円	175,000円
合計	88,000円	139,000円	190,000円	241,000円

※1 1区分内の商品又は役務を指定した出願について再審査を求めるための費用額です。

※2 審判手続において、拒絶理由通知を受けた場合、意見書・補正書の提出費用が別途必要です。

※3 意見書を提出することなく拒絶査定に至った場合には、審判請求手数料に意見書作成料を加算します。

不使用取消審判

不使用取消審判の請求費用は**143,000円**（税込）です。※1、※2、※3

成功報酬は必要ありません。

不使用取消審判は、3年以上継続して商標が使用されていない場合に登録の取消しを求める手続です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
審判請求手数料	80,000円	90,000円	100,000円	110,000円

TOP

消費税	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円
印紙代	55,000円	95,000円	135,000円	175,000円
合計	143,000円	194,000円	245,000円	296,000円

- ※1 1区分内の商品又は役務について登録の取消しを求めるための費用額です。
 ※2 審判手続において、相手方が答弁書を提出して反論した場合、弁駁書の提出費用が別途必要です。
 ※3 別出願において不使用取消審判を請求している旨の事情を説明する上申書又は意見書を作成する費用が含まれています。

無効審判

無効審判の請求費用は**275,000円**（税込）です。※1、※2

事件の成功時には成功報酬100,000円が必要です。

無効審判は、商標登録の無効を求める手続であり、請求できる時期には制限はありません。※3

	1区分	2区分	3区分	4区分
審判請求手数料※4	200,000円	240,000円	280,000円	320,000円
消費税	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円
印紙代	55,000円	95,000円	135,000円	175,000円
合計	275,000円	359,000円	443,000円	527,000円

- ※1 1区分内の商品又は役務について登録の無効を求めるための費用額です。
 ※2 審判手続において、相手方が答弁書を提出して反論した場合、弁駁書の提出費用が別途必要です。
 ※3 一部の無効理由については、除斥期間（登録日から5年）の経過により請求できなくなります。
 ※4 事前の検討費用70,000円と、審判請求書の作成費用との合計額です。

登録異議申立

登録異議の申立費用は**231,000円**です。※1

事件の成功時には成功報酬100,000円が必要です。

登録異議申立は、登録公報発行日から2ヶ月以内に商標登録の取り消しを求める手続です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
異議申立手数料※2	200,000円	240,000円	280,000円	320,000円
消費税	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円
印紙代	11,000円	19,000円	27,000円	35,000円
合計	231,000円	283,000円	335,000円	387,000円

- ※1 1区分内の商品又は役務について登録の取消しを求めるための費用額です。
 ※2 事前の検討費用70,000円と、異議申立書の作成費用との合計額です。
 ※3 登録異議申立を受けて取消理由通知に対する意見書を作成する費用は、出願審査における意見書作成費用と同額です。

答弁書（1回目）の提出

答弁書（1回目）の提出費用は**220,000円**です。※1、※2

事件の成功時には成功報酬100,000円が必要です。

答弁書（1回目）は、無効審判又は不使用取消審判において、審判の請求理由に反論するために、被請求人が提出する書面です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
答弁書（1回目）※2	200,000円	240,000円	280,000円	320,000円
消費税	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円
合計	220,000円	264,000円	308,000円	352,000円

- ※1 商品又は役務が含まれている区分が1つの場合の費用額です。
 ※2 事前の検討費用70,000円と、答弁書の作成費用との合計額です。

TOP

答弁書（2回目以降）の提出

答弁書（2回目以降）の提出費用は**55,000円**です。※1

答弁書は、無効審判又は不使用取消審判において、審判の被請求人が提出する書面です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
答弁書（2回目以降）	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
消費税	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
合計	55,000円	66,000円	77,000円	88,000円

※1 商品又は役務が含まれている区分が1つの場合の費用額です。

弁駁書の提出

弁駁書の提出費用は**55,000円**です。※1

弁駁書は、答弁書における相手方の主張に反論するために、審判の請求人が提出する書面です。

相手方が答弁書を提出した場合にだけ必要となる手続です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
弁駁書	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
消費税	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
合計	55,000円	66,000円	77,000円	88,000円

※1 商品又は役務が含まれている区分が1つの場合の費用額です。

判定請求

判定の請求費用は、**260,000円**です。

成功報酬は判定請求手数料の1/2です。

判定は、商標権の効力について特許庁の見解を求める手続です。

判定請求手数料	200,000円
消費税	20,000円
印紙代	40,000円
合計	260,000円

商標調査費用

商標調査（詳細調査）

登録可能性を判断するための商標調査です。

調査内容は、出願のご依頼をいただいた場合に出願前に行う商標調査と同じです。

出願のご依頼を頂いて行う調査費用は無料です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
調査費用	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
合計	33,000円	44,000円	55,000円	66,000円

※1 翌々営業日までの納品を希望される場合、上記調査費用と同額の特急料金が必要です。

※2 無料調査の場合であっても、特急料金は上記調査費用の額に基づいて定めます。

※3 2以上の小売等役務を指定することにより、[小売等役務の追加料金](#)が別途必要になる場合があります。

TOP

スクリーニング調査

複数の候補から商標を絞り込むスクリーニングのための商標調査です。

複数の商標について、短時間で判断できる簡易的かつ暫定的な調査をそれぞれ行います。

スクリーニング後の商標については、改めて詳細調査を行って正確な登録可能性を確認する必要があります。

	1区分	2区分	3区分	4区分
商標1～5件	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
商標6～10件	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
商標11～15件	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
商標16～20件	60,000円	70,000円	80,000円	90,000円

※ 消費税が別途必要です。

※ 翌々営業日までの納品を希望される場合、上記調査費用と同額の特急料金が必要です。

キャンセル費用

出願のキャンセル

調査完了後に出願をキャンセルした場合、調査によって登録可能性が60%以上とされた商品・役務がなければキャンセル料は不要です。登録可能性が60%以上とされた商品・役務があれば、これらの商品・役務の属する区分数に応じてキャンセル料が発生します。また、小売等役務の追加料金がある場合、上記キャンセル料に加算されます。※1

	1区分	2区分	3区分	4区分
出願キャンセル料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
合計	33,000円	44,000円	55,000円	66,000円

※1 キャンセル料については[キャンセル規定](#)をご覧ください。

区分のキャンセル

調査完了後に区分数を減らして出願した場合、削減した区分のうち、調査によって登録可能性が60%以上とされた商品・役務の属する区分数に応じてキャンセル料が発生します。また、小売等役務の追加料金がある場合、上記キャンセル料に加算されます。※1

	1区分	2区分	3区分	4区分
区分キャンセル料	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
消費税	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
合計	11,000円	22,000円	33,000円	44,000円

※1 キャンセル料については[キャンセル規定](#)をご覧ください。

変更手続の費用

住所（居所）変更届（出願人の住所又は居所の変更）

商標登録前に住所又は居所の変更を行う手続です。

複数の出願があっても出願ごとに手続きを行う必要はありません。

住所変更手数料	10,000円
消費税	1,000円

TOP

合計	11,000円
----	----------------

氏名（名称）変更届（出願人の氏名又は名称の変更）

商標登録前に氏名又は名称の変更を行う手続です。

複数の出願があっても、出願ごとに手続を行う必要はありません。

氏名変更手数料	10,000円
消費税	1,000円
合計	11,000円

出願人の名義変更（商標登録前の移転）

商標登録前に出願を他人に移転するための手続です。

	1件分	2件分	3件分	4件分
名義変更手数料	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
消費税	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
印紙代	4,200円	8,400円	12,600円	16,800円
合計	26,200円	41,400円	56,600円	71,800円

- ※1 出願人の氏名（名称）を変更した場合には、名義変更ではなく、氏名（名称）変更を行う必要があります。
- ※2 2名以上の共有権利者が同時に移転を行う場合、名義変更手数料に（移転元の人数-1）×10,000円を加算します。
- ※3 2名以上の移転先へ同時に移転を行う場合、名義変更手数料に（移転先の人数-1）×10,000円を加算します。
- ※4 ※2と※3の組み合わせの場合、名義変更手数料に {（移転元の人数）×（移転先の人数）-1} ×10,000円を加算します。
- ※5 同じ権利者が同時に行う場合、2～5件目について1件当たり10,000円を名義変更手数料に加算します。
- ※6 同じ権利者が同時に行う場合、6件目以降について1件当たり2,000円を名義変更手数料に加算します。

登録名義人の表示変更（商標権者の住所変更又は名称変更）

商標登録後に住所変更又は名称変更を行うための手続です。

複数の商標権があるときには、商標権ごとに手続が必要です。

	1件分	2件分	3件分	4件分
表示変更手数料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
印紙代	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
合計	34,000円	46,000円	58,000円	70,000円

- ※1 商標権者の住所変更のための表示変更手数料には、出願人の住所（居所）変更届の手数料も含まれています。
- ※2 商標権者の名称変更のための表示変更手数料には、出願人の氏名（名称）変更届の手数料も含まれています。
- ※3 名称変更は、商標権者が代わった場合に行う商標権の移転登録とは異なります。
- ※4 2名以上の共有権利者が同時に表示変更を行う場合、表示変更手数料に（変更する者の数-1）×10,000円を加算します。
- ※5 同じ権利者が同時に行う場合、2～5件目について1件当たり10,000円を表示変更手数料に加算します。
- ※6 同じ権利者が同時に行う場合、6件目以降について1件当たり2,000円を表示変更手数料に加算します。
- ※7 住所と名称を同時に変更する表示変更手数料は40,000円+（件数-1）×15,000円、印紙代が（件数）×2,000円です。

商標権の移転登録（商標登録後の移転）

商標登録後に商標権を他人に移転するための手続です。

	1件分	2件分	3件分	4件分
移転登録手数料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
印紙代	30,000円	60,000円	90,000円	120,000円
合計	63,000円	104,000円	145,000円	186,000円

TOP

- ※1 商標権者の名称を変更した場合には、移転登録ではなく、表示変更を行う必要があります。
- ※2 商標権の移転が利益相反行為に当たる当事者の場合、移転登録手数料と同額の割増手数料が必要です。
- ※3 2名以上の共有権利者が同時に移転を行う場合、移転登録手数料に（移転元の人数 - 1）×10,000円を加算します。
- ※4 2名以上の移転先へ同時に移転を行う場合、移転登録手数料に（移転先の人数 - 1）×10,000円を加算します。
- ※5 ※3と※4の組み合わせの場合、移転登録手数料に {（移転元の人数）×（移転先の人数）-1} ×10,000円を加算します。
- ※6 同じ権利者が同時に行う場合、2～5件目について1件当たり10,000円を移転登録手数料に加算します。
- ※7 同じ権利者が同時に行う場合、6件目以降について1件当たり2,000円を移転登録手数料に加算します。

印鑑変更届の提出

印鑑変更届の提出料は**11,000円**です。

印鑑変更届の提出は、印鑑を押した書類を特許庁に提出した後に印鑑を変更し、新しい印鑑を押した書類、例えば包括委任状を提出する場合に必要な手続きです。

印鑑変更届の提出料	10,000円
消費税	1,000円
合計	11,000円

- ※1 氏名（名称）変更届の提出時に新たな印鑑で捺印した委任状を提出すれば、印鑑変更届の提出は不要です。

識別番号重複届出書の提出料

識別番号重複届出書の提出料は**11,000円**です。

識別番号重複届出書は、同一人に対し誤って2つの識別番号が割り当てられた場合に、これらの番号を1つの番号に統合するための手続書類です。

識別番号重複届出書の提出料	10,000円
消費税	1,000円
合計	11,000円

その他の費用

早期審査の申請

優先的に審査を受けて早期に審査結果を得るための申請手続です。

早期審査の申請手数料は、**44,000円**です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
申請手数料	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
消費税	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
合計	44,000円	44,000円	44,000円	44,000円

- ※ 早期審査後の審判において早期審理を請求する場合における早期審理の申請手数料は11,000円です。
- ※ 震災復興支援による早期審査の申請手数料は11,000円です。

上申書

■ 使用意思を証明する場合

1区分内において、多数の商品又は役務を指定した場合に各事業を実施していることを証明するために上申書を提出する手続です。2以上の小売等役務（総合小売等役務を除く）を指定した場合も同様です。

使用意思証明のための上申手数料は、**33,000円**です。※1

	1区分	2区分	3区分	4区分
上申手数料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円

TOP

合計	33,000円	44,000円	55,000円	66,000円
----	----------------	---------	---------	---------

※1 多数の商品又は役務が含まれている区分が1つの場合の費用額です。

■その他の場合

意見書に相当する内容からなる上申書の作成料は、意見書の作成料と同一です。

総合小売等役務の証明

総合小売等役務（35K01）を指定した場合に、衣料品、飲食料品、生活用品等を網羅的に取り扱っていることを証明するために上申書を提出する手続です。

総合小売等役務の証明のための上申手数料は**33,000円**です。

上申手数料	30,000円
消費税	3,000円
合計	33,000円

中途受任

弊所が出願後に代理人となる場合（中途受任）であっても、別途費用は必要ありません。

ただし、中途受任によりコメントを作成する場合にはコメント作成料が必要です。

また、地域団体商標、立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標について、中途受任により意見書を提出する場合には、出願時の追加料金50,000円が別途必要です。

商標権の放棄

商標権者の意思により商標権を消滅させる手続（抹消登録申請）です。

複数の商標権があるときには、商標権ごとに手続が必要です。

	1件分	2件分	3件分	4件分
放棄手数料	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
消費税	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
印紙代	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
合計	12,000円	18,500円	25,000円	31,500円

※ 共有者が特分を放棄する場合の印紙代は（件数）×30,000円です。

※ 商品又は役務の一部を放棄することもできます（一部抹消登録申請）。

警告書の作成

警告書作成料は**110,000円**です。

警告書作成料には、警告に対する相手方からの回答書の報告・検討の費用も含まれています。

警告書作成料	100,000円
消費税	10,000円
合計	110,000円

情報提供

情報提供の費用は**110,000円**※1です。

情報提供とは、審査官に対し、他人の商標が登録されるべきでない理由を示す情報として刊行物等の書類を提出する手続です。

	1区分	2区分	3区分	4区分

TOP

情報提供手数料	100,000円	120,000円	140,000円	160,000円
消費税	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円
合計	110,000円	132,000円	154,000円	176,000円

※1 1区分内の商品又は役務について情報提供を行うための費用額です。

商標原簿の取り寄せ

商標原簿は、商標権の権利関係に関する事項が記載された書面です。
朱印付きの謄本を取り寄せる手続です。

商標原簿取寄料	10,000円
消費税	1,000円
合計	11,000円

出張打ち合わせ費用

弊所で行うお打ち合わせは無料です。

お客様の事業所へ出張する場合、移動距離及び打ち合わせ時間に応じた費用が必要です。

	1.0時間	1.5時間	2.0時間	2.5時間
出張費用※1	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
打ち合わせ費用	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
消費税	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円
合計	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円

※1 移動時間が弊所から30分以内（大阪市内又はその周辺）の場合の費用です。

資料調査

ボリュームのある資料について、内容の確認、調査又は検討を行う必要がある場合、処理時間に応じた費用が必要です。

	0.5日	1.0日	1.5日	2.0日
資料調査手数料	30,000円	60,000円	90,000円	120,000円
消費税	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円
合計	33,000円	66,000円	99,000円	131,000円

留意事項

■消費税

手数料（印紙代以外）には消費税が必要です。法律改正があった場合には改正後の消費税率が適用されます。

■印紙代

印紙代は、特許庁に支払う立替費用であり、消費税は必要ありません。法律改正があった場合には改正後の印紙代が優先されます。

■源泉徴収税

源泉所得税は、弁理士報酬の一部を支払者から税務署へ直接納付する税金です。弊所に対しては、残額（源泉徴収後の金額）をお支払い頂くことになります。法人だけでなく、給与や報酬を支払っている個人等も源泉徴収の義務が課されています。源泉所得税の納付方法については、貴社の経理担当者、税理士もしくは税務署へお問い合わせ下さい。

弊所では、原則として、法人のお客様には、源泉徴収後の請求書を発行し、個人のお客様には、源泉徴収前の請求書を発行しています。個人のお客様で源泉徴収後の請求書を希望される方は、予めお申し出下さい。

■ 過誤入金

過誤入金については、振込手数料を差し引いてお返し致します。ただし、少額の場合には、同一額の切手等によりお返しする場合があります。

■ 旧料金表

旧料金表はこちら。

- [2007年01月17日制定](#)
- [2008年11月01日改訂](#)
- [2010年03月08日改訂](#)
- [2011年05月16日改訂](#)
- [2013年10月31日改訂](#)
- [2014年04月01日改訂](#)
- [2016年02月19日改訂](#)

[ホーム](#) | [利用規約](#) | [プライバシー](#) | [料金表](#) | [返金規定](#) | [キャンセル規定](#) | [サイトマップ](#)

Copyright © 106HOTLINE.JP All rights reserved.

TOP